

新型コロナウイルス感染症にかかる上下水道料金の 支払猶予・分割支払について

◎目的

新型コロナウイルス感染症が経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、市民生活や経済活動を支援します。

◎対象者

本市と直接給水契約があり、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことで、上下水道料金のお支払が困難な市民・事業者

◎実施内容

- 1 支払猶予
上下水道料金の支払を **最長 1 年間猶予**
- 2 分割支払
支払猶予分 **最大 12 回までの分割支払** も可能
- 3 対象期間
令和 2 年 10 月分から令和 3 年 3 月分までの上下水道料金